

# 「鹿児島県災害時受援計画」 の概要について



平成29年 3月22日  
鹿児島県危機管理局危機管理防災課



# 受援計画の策定の必要性



- 防災会議は、災害時に円滑に応援を受けられるよう配慮する(災対法40条)
- 地域防災計画に受援計画を位置付けるよう努めるものとする(防災基本計画)

## 災害対策基本法40条

3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等(※)が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

※「管轄指定地方行政機関等」: 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

### 【解説】

都道府県防災計画を定めるに当たって、各防災機関が円滑に他の者を応援し、他の者から受援できるよう配慮することを規定したものである。

「他の者」には、各防災機関のみならず、民間企業、ボランティア、NPO、NGO等を含むものである。

「配慮する」とは、例えば次のような取組が想定される。

(1) 災害応急対策の計画の中に、受援計画を定めること。

(2) 災害予防の計画の中に、複数の機関による共同訓練の計画を定めること。

## 防災基本計画(第2編第1章第6節2(5))

地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けられるよう、防災業務計画や地域防災計画等に受援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

# 受援に関する他の計画との関係

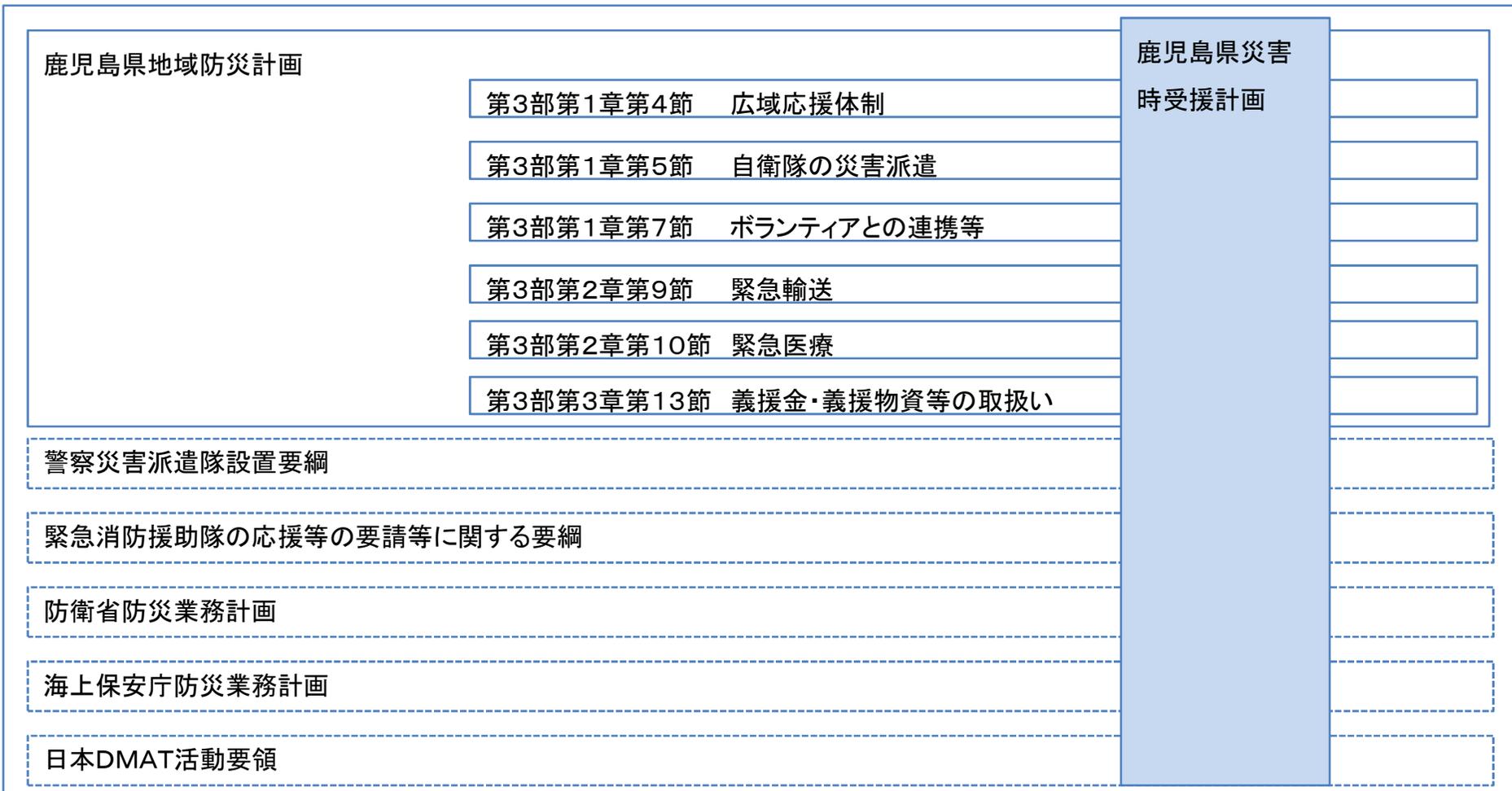


- 各防災関係機関は、それぞれの計画等に基づき、応援等を実施する。
- 各防災関係機関を受け入れる際の手続や拠点施設等について、受援計画に定める。

初動

受入れ

活動



# 鹿児島県災害時受援計画の骨子(目次)



## 第1章 総則

- 第1節 受援計画の目的
- 第2節 受援計画の位置付け
- 第3節 基本的な考え方
- 第4節 定義

## 第2章 受援組織

- 第1節 基本的事項
- 第2節 県災害対策本部等における受援体制

## 第3章 拠点施設

- 第1節 拠点の確保

## 第4章 防災関係機関からの支援

- 第1節 基本的事項
- 第2節 警察災害派遣隊（警察）
- 第3節 緊急消防援助隊（消防）
- 第4節 自衛隊
- 第5節 海上保安庁
- 第6節 国土交通省
- 第7節 医療救護活動
- 第8節 ボランティア

## 第5章 人的支援

- 第1節 基本的事項
- 第2節 応急活動の応援要請（短期）
- 第3節 他の都道府県の職員派遣の要請（中長期）
- 第4節 受入れが想定される業務

## 第6章 物資の受援

- 第1節 物資備蓄等の考え方
- 第2節 物資の受援手続
- 第3節 物資の輸送

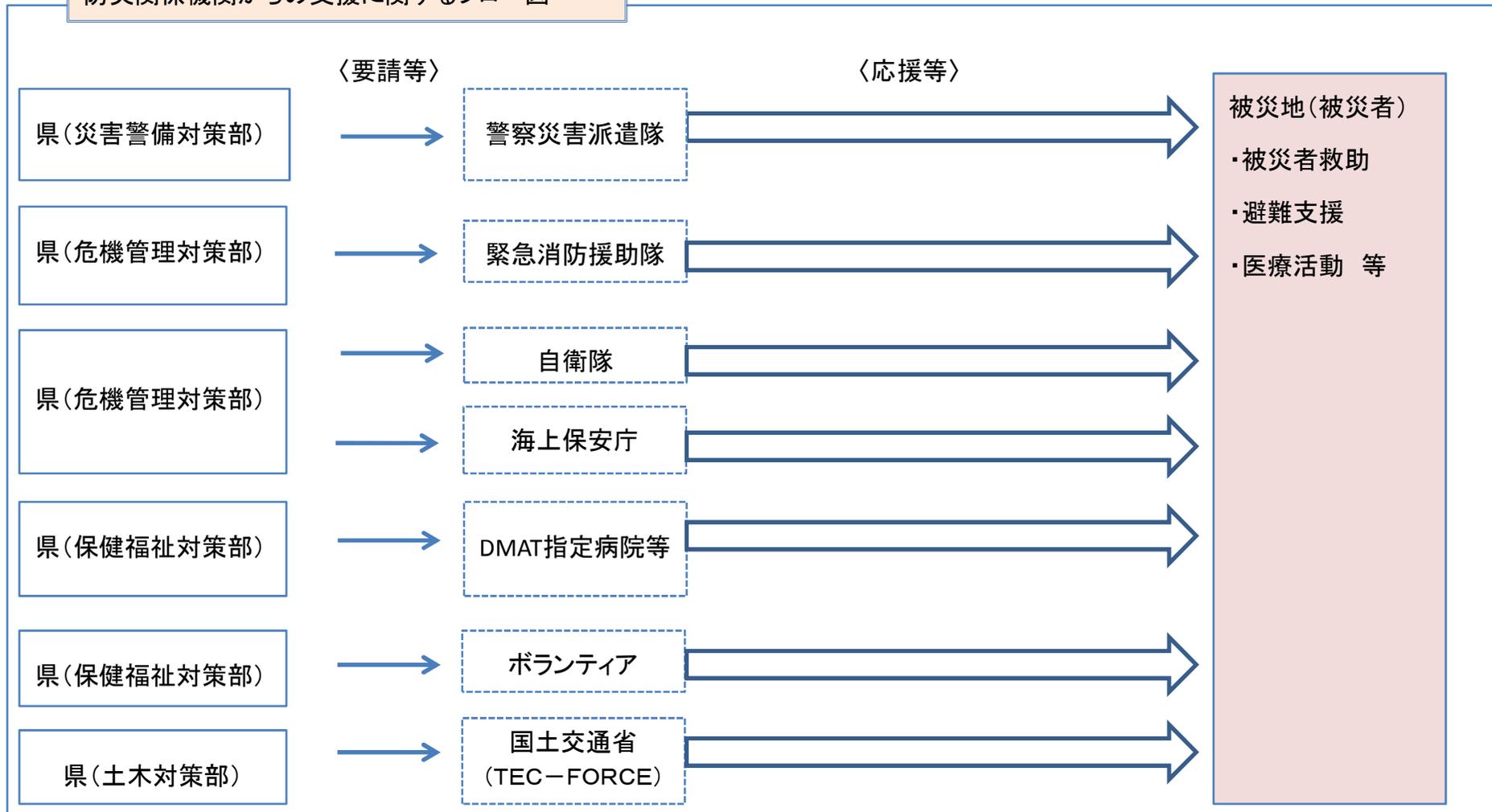
## 〈資料編〉

- 1 拠点施設等
- 2 関係機関一覧表
- 3 協定関係連絡先等
- 4 民間事業者等との協定一覧

# 第4章 防災関係機関からの支援

- 県災害対策本部から防災関係機関に対して支援を要請する。
- 各防災関係機関は、それぞれの計画等に基づき、応援等を実施する。

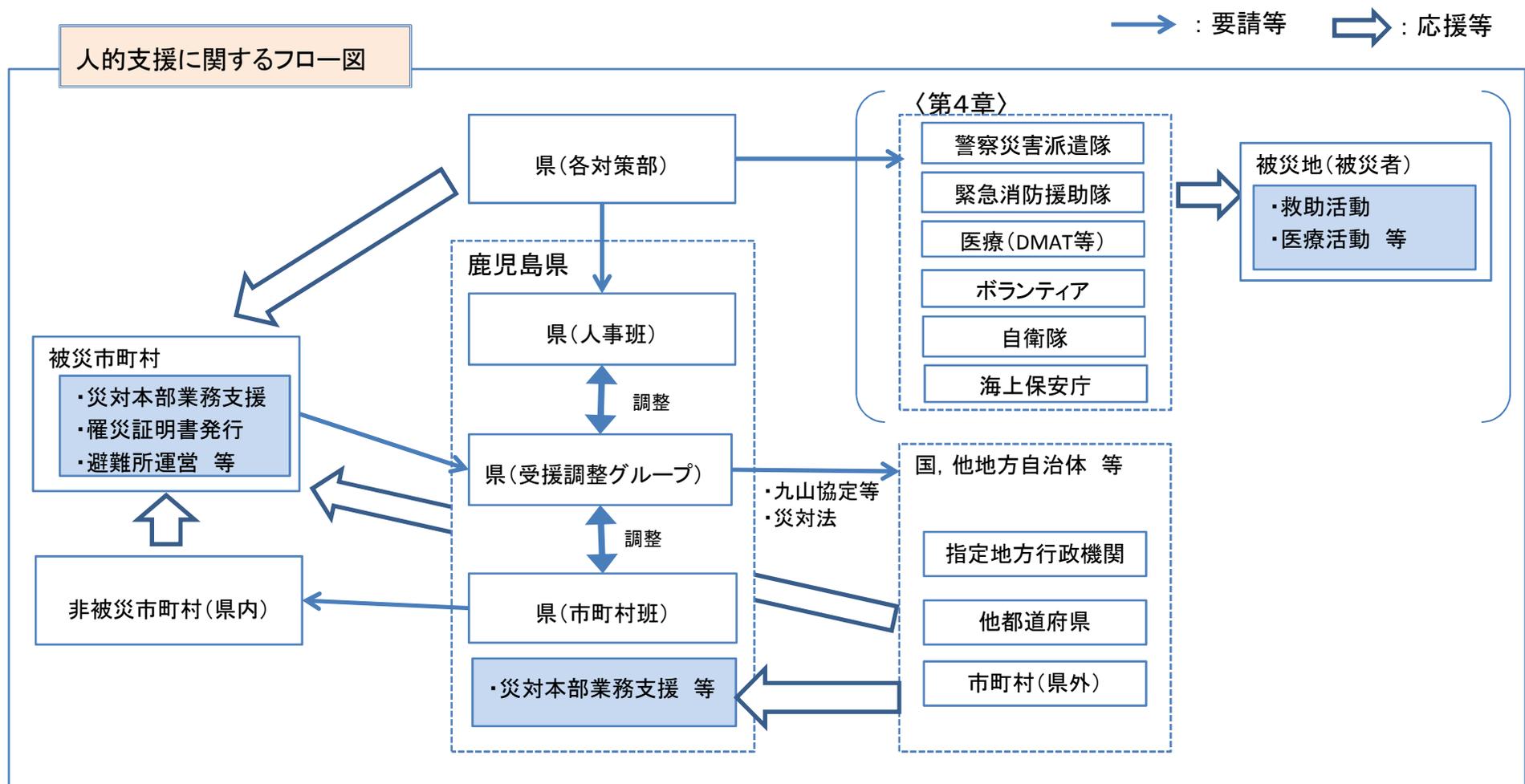
防災関係機関からの支援に関するフロー図



# 第5章 人的支援



- 県(受援調整グループ)は、県(人事班・市町村班)と調整のうえ、国、他地方自治体に対して人的支援を要請する。
- 国、他地方自治体等は、県又は被災市町村に対し、協定等に基づき、人的支援を実施する。



# 第6章 物資の受援

- 国・県からのプッシュ型支援で物資提供を実施する。
- 市町村からの要請に基づき、備蓄物資又は国・他県・企業等からの物資を提供する。

